

## 重　要　事　項　説　明　書

### 1 事業者の概要

名 称	株式会社 ツーピースコーポレーション
法 人 種 別	営利法人
代 表 者 氏 名	代表取締役 ○○ ○○
本 社 所 在 地 (連絡先)	徳島県徳島市国府町日開字中 898 番地 4 TEL : 088-678-8173 FAX : 088-678-8174
法人設立年月日	平成 23 年 7 月 4 日
法人が所有する 営業所の種類・数	・福祉用具販売貸与 ・訪問介護 ・居宅介護支援事業 ・児童発達支援事業及び放課後等デイサービス 計 4 つ

### 2 事業所の概要

名 称	F R E P
事 業 の 種 類	児童発達支援及び放課後等デイサービス
事 業 所 番 号	3651500385 号 (平成 30 年 7 月 1 日指定)
所 在 地	徳島県板野郡北島町高房字百広花 4 番地 1
連 絡 先	TEL: 088-624-8335 FAX: 088-624-7138
利 用 定 員	10 名
主たる対象者	重度心身障害児を含まない、身体障がい児・知的障がい児・発達障がい児
営 業 日 ・ 営 業 時 間	火曜日から土曜日(但し、8/12~8/15、年末年始 12/30~1/3、国民の休日は除く) 営業時間 9:00~18:00 サービス提供時間 9:30~17:00
事業所の通常の 事 業 実 施 地 域	徳島県下全域 (※その他の地域は相談に応じます)
事 業 の 目 的 及 び 運 営 方 針	児童指導員及び保育士が障がい児に対し、適正な障がい児通所支援を提供することを目的とする。 障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適正かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。
事 業 所 が 行 な う 他 の サ ー ビ ス	

### 3 事業所の職員体制について（児童発達支援及び放課後等デイサービス）

#### (1) 職員体制

(令和 6年 11月 1日時点)

職種	合計員数	備考
管理 者	1	児童発達支援管理者と兼務
児童発達支援 管理責任者	1	管理者と兼務 中学校教諭1種・高等学校教諭1種 特別支援学校教諭2種
児童指導員	2	小学校教諭1種
保育士	2(1)	保育士
機能訓練担当職員		
指導員	1	

※ こども家庭庁で定める基準を下回らない範囲で変動することがあります。

※ ( ) は、非常勤職員の人数です。

#### (2) 勤務体制

職種	勤務体系
管理 者	9:30～18:00
児童発達支援 管理責任者	9:30～18:00
児童指導員	9:30～18:00
保育士	9:00～17:30
機能訓練担当職員	
指導員	9:30～18:00

### 4 事業所の設備等の概要

設備の種類	部屋数	備考
発達支援室	4室	61/93 m <sup>2</sup>
相談室	1室	6.29 m <sup>2</sup>
トイレ	3室	7.25 m <sup>2</sup>
教室	2室	24.37 m <sup>2</sup>

※こども家庭庁で定める設備基準を遵守しています。

## 5 提供するサービスの内容

サービスは「個別支援計画」に基づいて行われます。「個別支援計画」は当事業所の児童発達支援管理責任者が作成し、通所給付決定保護者（以下「保護者」という）の同意をいただきます。計画は少なくとも6か月に1回以上見直し、必要に応じて変更を行います。なお、作成した「個別支援計画」は保護者に交付します。

サービスの種類	サービスの内容
個別支援計画の作成	利用児童及び通所給付決定保護者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した個別支援計画を作成します。
個別療育	療育目標を設定した個別プログラムに沿った個別指導を行います。
集団療育	療育目標を設定した個別プログラムに沿った集団療育を行います。
創作的活動	絵画、工作、園芸等を行います。
相談業務	健康、福祉、生活の相談等を行います。
送迎サービス	業務に差し支えがない場合及び送迎可能範囲であれば、希望により利用児童の居宅又は学校等と事業所との間の送迎を行います。

## 6 利用料金

### （1）障害児通所給付費支給対象サービスに係る利用者負担額

サービスを提供した際に受領する費用の額は、こども家庭庁長官が定める基準によります。通所給付決定保護者の属する世帯の所得に応じて、負担上限月額が設定され、利用料の1割と負担上限月額のいずれか額の小さいほうが、1月あたりの利用者負担額になります。利用料の1割が負担上限月額を超える場合は負担上限月額以上の負担は発生しません。

利用者負担額として児童の保護者等から徴収した額以外については、各市町村から代理受領するものとします。（※負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。）

※ 満3歳になって初めての4月1日から小学校就学まで無償になります。

※ 障害児通所給付費について事業者が代理受領を行わない（通所給付決定保護者が償還払いを希望する）場合は、障害児通所給付費の全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に障害児通所給付費の支給（利用者負担額を除く）を申請してください。

## 7 サービス利用料金

下記の料金表の通り、サービス利用料金から障害児通所給付費等の給付額（全額の9割＝法定代理受領する金額）を除いた金額（全体の1割＝利用者負担額）を通所給付決定保護者にお支払いいただきます。ただし、その月の利用者負担額が受給者証に記載のある月額負担上限額を超える場合、その上限額以上の負担はありません。

### 児童発達支援

ご利用サービス		利用料金	利用者負担
基本料金 (1日につき)	区分1(30分以上1時間30分以下)	9,010円	901円
	区分2(1時間30分超3時間以下)	9,280円	928円
	区分3(3時間超5時間以下)	9,800円	980円
児童指導員等加配加算 (1日につき)	常勤専従・5年以上	1,870円	187円
	常勤専従・5年未満	1,520円	152円
	常勤換算・5年以上	1,230円	123円
	常勤換算・5年未満	1,070円	107円
専門的支援体制加算(1日につき)		1,230円	123円
専門的支援実施加算(1回につき)※月最大6回限度		1,500円	150円
福祉専門職員配置等加算 (1日につき)	(I)	150円	15円
	(II)	100円	10円
	(III)	60円	6円
個別サポート加算(I)		1,200円	120円
送迎加算(片道1回につき)		540円	54円
欠席時対応加算(1回につき)※月4回まで		940円	94円
家族支援加算I(1回につき) ※月4回限度	居宅を訪問(1時間未満)	3,000円	300円
	居宅を訪問(1時間以上)	2,000円	200円
	事業所で対面	1,000円	100円
	オンライン	800円	80円
家族支援加算II(1回につき) ※月4回限度	事業所で対面	800円	80円
	オンライン	600円	60円
子育てサポート加算(月4回を限度)		800円	80円
利用者負担上限額管理加算(ひと月につき)		1,500円	150円
延長支援加算 (1日につき)	30分以上1時間未満	610円	61円
	1時間以上2時間未満	920円	92円
	2時間以上	1,230円	123円
強度行動障害児支援加算I(1日につき)		2,000円	200円
関係機関連携加算 (月1回を限度)	(I)	2,500円	250円
	(II)	2,000円	200円
	(III)	1,500円	150円
	(IV)	2,000円	200円
事業所間連携加算 (月1回を限度)	(I)	5,000円	500円
	(II)	1,500円	150円
福祉・介護職員等待遇改善加算(I)			13.1%

## 放課後等デイサービス

ご利用サービス		利用料金	利用者負担
基本料金 (1日につき)	区分1 (30分以上1時間30分以下)	5,740円	574円
	区分2 (1時間30分超3時間以下)	6,090円	609円
	区分3 (3時間超5時間以下)	6,660円	666円
児童指導員等加配加算 (1日につき)	常勤専従・5年以上	1,870円	187円
	常勤専従・5年未満	1,520円	152円
	常勤換算・5年以上	1,230円	123円
	常勤換算・5年未満	1,070円	107円
専門的支援体制加算 (1日につき)		1,230円	123円
専門的支援実施加算 (1回につき) ※月最大6回限度		1,500円	150円
福祉専門職員配置等加算 (1日につき)	(I)	150円	15円
	(II)	100円	10円
	(III)	60円	6円
個別サポート加算 (I)	①	900円	90円
	②	1,200円	120円
送迎加算 (片道1回につき)		540円	54円
欠席時対応加算 (1回につき) ※月4回まで		940円	94円
家族支援加算 I (1回につき) ※月4回限度	居宅を訪問(1時間以上)	3,000円	300円
	居宅を訪問(1時間未満)	2,000円	200円
	事業所で対面	1,000円	100円
	オンライン	800円	80円
家族支援加算 II (1回につき) ※月4回限度	事業所で対面	800円	80円
	オンライン	600円	60円
子育てサポート加算 (月4回を限度)		800円	80円
利用者負担上限額管理加算 (ひと月につき)		1,500円	150円
延長支援加算 (1日につき)	30分以上1時間未満	610円	61円
	1時間以上2時間未満	920円	92円
	2時間以上	1,230円	123円
強度行動障害児支援加算 I (1日につき)		2,000円	200円
関係機関連携加算 (月1回を限度)	(I)	2,500円	250円
	(II)	2,000円	200円
	(III)	1,500円	150円
	(IV)	2,000円	200円
事業所間連携加算 (月1回を限度)	(I)	5,000円	500円
	(II)	1,500円	150円
福祉・介護職員等待遇改善加算 (I)			13.4%

\* 保護者のご希望により、当事業所を利用者負担の上限管理者に選任される場合には、サービス利用開始の際にその旨をお申し出ください。

なお、お住いの地域により自治体独自の軽減策が実施されている場合があります。その場合は、軽減後の金額を上限額とします。

## (2) 利用者自己負担のサービスについて

内 容	料 金
創作的活動に係る材料費	実費相当額

## (3) 欠席時の対応について

急病等により、利用を予定していた日の前々日、前日又は当日に欠席の連絡をいたいた場合について、電話等により利用児童の状況を確認し、次回の利用の相談援助を行い、その内容を記録した場合は、月に4回を限度として欠席時対応加算を算定させていただきます。

### 支払い方法

上記利用料金の支払いは、サービスを利用した月の翌々月15日までに請求しますので、請求月の27日までに、下記の方法によりお支払い下さい。

#### 事業者指定口座への振り込み

金融機関	阿波銀行	支店名	鮎喰支店
預金種別	普通	口座番号	12055584
口座名義	株式会社 ツーピースコーポレーション		

※数百円のご請求額でも振込手数料はご利用者様負担です。

## 8 利用者の記録及び情報の管理等

- ① 事業者は法令に基づいて、利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報についてはサービスを提供した日から5年間保管します。閲覧希望の際にはお申出ください。
- ② 利用者の個人情報については、個人情報保護法に沿った対応を行います。また、サービス提供を行う上で必要となる場合には、予め別紙のとおり同意書を取り交わした範囲内で情報を提供します。

## 9 ご利用に際し留意していただきたい事項

設備・器具の利用	設備・器具等のご利用に際し、利用者の過失による破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。また、他者に損害を与えた場合は、その賠償をしていただくことがあります。
宗教活動等	保護者及び利用児童の思想、信仰は自由ですが、他者に対する布教活動・政治活動・営利活動等はご遠慮ください。
貴重品の管理	保護者の責任において管理していただきます。 なるべく貴重品はお持込にならないようにお願いします。

## 10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用児童に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに保護者や医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

### 【主治医】

医療機関名称	
主治医氏名	
所在地	
電話番号	
診療科	

### 【緊急連絡先】

氏名		続柄	
住所			
連絡先			

## 11 協力医療機関

当事業所は下記の医療機関と協力し、利用児童の病状の急変等に備えています。

医療機関名称	くぼ小児科クリニック
医院長名	〇〇 〇〇
所在地	徳島県板野郡北島町鯛浜字向 95 番地 1
電話番号	088-678-7141
診療科	小児科

## 12 非常災害時の対応

非常時の対応	別途定める「非常災害対応マニュアル」に従って対応します。
防火管理責任者	〇〇 〇〇
避難訓練	利用者も参加の上、年2回実施します。
防災設備	・消火器 ・誘導灯 ・非常警報設備

### 13 虐待の防止、身体拘束について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	○○ ○○
-------------	-------

- ② 苦情解決体制を整備しています。  
③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。  
④ 当事業所従業者又は保護者（家族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

※詳細は、教室の運営規定に記載。

【徳島市障がい者虐待防止センター】	
受付時間	24時間 365日
TEL/FAX	088-623-3011 / 088-621-5300
【障がい者虐待防止センター凌雲】	
TEL/FAX	088-693-1140 / 088-692-6776

### ≪ 身体拘束適正化委員会の設置 ≫

① 設置目的 身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討 身体拘束廃止に関する取り組みの全職員への指導。

② 身体拘束適正化委員会の構成員 管理者、児童発達支援管理責任者、保育士、その他、委員会の設置趣旨に照らして必要と認められる者

※この委員会の責任者は管理者とし、参加可能な委員で構成する。

③ 身体拘束廃止委員会の開催に関して 身体拘束適正化マネージャーを選定し、従業員に対する身体拘束の廃止を啓発・普及するため の研修の実施（内・外部研修 年間 2回以上）を行い、従業員の人権意識の向上、知識や技術の向上に務める。

### 14 事故発生時の対応方法について

利用児童に対するサービスの提供中に事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用児童の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用児童に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損保
保険名	賠償責任保険
保証の概要	別紙記載

## 15 相談・苦情窓口

### (1) 当事業所の相談・苦情窓口

担当者	【苦情受付担当者】管理者兼児童発達支援管理責任者 ○○ ○○ 【苦情解決責任者】代表取締役 ○○ ○○
連絡先	電話: 088-624-8335 FAX: 088-624-7138
受付時間	事業所の営業時間と同じ
第三者委員	

### (2) 当事業所以外の相談・苦情窓口

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等でも受付けています。

市	担当部署	北島町役場民生児童課
町	所在地	徳島県板野郡北島町中村字上地 23-1
村	連絡先	TEL: 088-698-9802
	受付時間	月曜日～金曜日 8:30～17:15

また、徳島県運営適正化委員会においても苦情対応を行っています。

名称	徳島県運営適正化委員会
所在地	徳島県徳島市中昭和町 1-2 県立総合福祉センター 3 階 02
連絡先	TEL: 088-611-9988
受付時間	月曜日～金曜日 9:00～17:00

令和 年 月 日

指定通所支援を提供するにあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

契約者氏名

事業者

(事業者名) 株式会社ツーピースコーポレーション

(住所) 徳島県徳島市国府町日開字中 898 番地 4

(代表者名) 代表取締役 ○○ ○○ 印

事業者

(所在地) 徳島県板野郡北島町高房字百広花 4 番地 1

(事業者名) 株式会社ツーピースコーポレーション

(事業所名) F R E P

(説明者) 職名 管理者 兼 児童発達支援管理責任者

氏名 ○○ ○○ 印

私は本書面により、指定通所支援の重要な事項について、事業者から説明を受けました。

保護者

(住所) \_\_\_\_\_

(氏名) \_\_\_\_\_

(続柄) \_\_\_\_\_

利用児童

(住所) \_\_\_\_\_

(氏名) \_\_\_\_\_